

杉並区議会議員証、議員記章に関する規程

(昭和55年5月27日議長制定)

改正 平成8年2月19日 平成9年6月30日 平成15年5月26日

(議員証の発行)

- 第1条 議長は、議員の身分を証明するため、杉並区議会議員証（以下「議員証」という。）（別記様式）を発行する。
- 2 議員は、議員証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更の手続を行わなければならない。
- 3 議員は、議員証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。
- 4 議員は、その身分を失ったときは、速やかに議員証を返還しなければならない。

(議員記章の制定)

- 第2条 議員の品位を保持し、区民との親和をはかるため、議員記章（以下「記章」という。）を制定する。
- 2 議員は、在職中記章をはい用するものとする。
- 3 記章の制式は、別図のとおりとする。

(記章の交付等)

- 第3条 記章は、議員の任期の始めに交付する。
- 2 記章は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 議員は、記章を紛失又はき損により再交付を受けるときは、実費を弁償しなければならない。

第4条 この規程の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に交付を受けている者の記章については、この規程により交付を受けたものとみなす。

附 則（平成8年2月19日）

この規程は、平成7年5月1日から適用する。

附 則（平成15年5月26日）

この規程は、平成15年5月26日から適用する。

別記様式

85mm			
			第 号 杉並区議会
議 員 証			
	住 所 杉並区	丁 目	番 号
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
杉 並 区 議 会 議 長			
		年 月 日	発行
		注 意 事 項	
<p>1 本証の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。</p> <p>2 本証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更の手続を行わなければならない。</p> <p>3 本証を紛失し、又は汚損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。</p> <p>4 議員の身分を失ったときは、速やかに本証を返還しなければならない。</p> <p>5 本証の有効期限は、 年 月 日までとする。</p>			

別図

◀ 図面 ▶

- | | |
|-------|---------------|
| 1 地質 | 金色金属及びエンジモール |
| 2 大きさ | 下記図面のとおり |
| 3 表面 | 芯(区章) 金色金属 |
| 4 裏面 | 台座に「杉並区議会議員章」 |
| 5 止笠 | 区章(金色金属) |

